

福祉医療制度の見直し に関する第一次提言

平成23年12月
福祉医療制度検討会

目 次

1. はじめに	1
2. 子育て支援医療助成制度の見直し	2
(1) 制度の概要	2
(2) 全国や府内市町村の状況	3
(3) 子どもの医療費の状況	3
(4) 制度拡充した場合の追加事業費	4
(5) 府民や府内市町村の意見	5
(6) 関係者ヒアリングでの意見	6
(7) 見直しの方向性	6
3. 訪問看護療養費の取扱い	9
(1) 訪問看護に係る福祉医療制度の状況	9
(2) 訪問看護ステーションの状況	9
(3) 制度拡充した場合の追加事業費	9
(4) 府内市町村の意見	9
(5) 関係者ヒアリングでの意見	10
(6) 見直しの方向性	10
4. 制度拡充に当たっての留意事項	11
(1) 制度拡充の施行準備等	11
(2) 事業効果の把握	11
5. おわりに	12
(参考)	
○開催経過	13
○検討会委員	13

1. はじめに

- 京都府における福祉医療制度については、昭和 45 年の老人医療助成制度の創設以来、府と市町村の連携による地方単独の医療費助成制度として実施されてきたところであり、府民の医療に係る経済的な負担を軽減し、府民の健康の保持・増進を図ってきたものと考えられる。
ただし、福祉医療制度の事業効果については定量的に把握されていないという問題がある。

- 現役世代が減少する中での高齢者の急速な増加、子育て支援医療助成拡充の気運の高まり、地域包括ケアシステムの推進、児童扶養手当の父子家庭への支給拡大など、福祉医療制度を取り巻く状況は大きく変化しており、福祉医療制度については、社会状況等の変化に対応し、安定的で持続可能なものとするための見直しが必要となっている。

- このような中、平成 22 年度には、府及び市町村の代表による「福祉医療制度の検討に係るワーキンググループ」において、福祉医療制度の見直しを具体化するための検討が行われ、平成 23 年 3 月に、全国や府内市町村の状況、市町村の意見や府民アンケートの結果、考えられる制度見直しを行った場合の事業費推計等を整理した「福祉医療制度の見直しに関する検討報告書」が取りまとめられた。

- 本検討会においては、同報告書等を踏まえ、福祉医療制度全般の見直し内容及び時期について具体的に検討を行うこととしており、可能なものから早急に見直しが実施されるよう、優先順位を付けて検討を行ってきた。
具体的には、平成 24 年度当初予算に向けて、子育て支援医療助成制度の見直し及び訪問看護療養費の取扱いについて、喫緊の課題として優先的に検討してきたところであり、ここに、第一次提言を取りまとめるものである。
なお、母子家庭医療助成制度、重度心身障害児（者）医療助成制度・重度心身障害老人健康管理事業及び老人医療助成制度の見直しについては、平成 24 年度に本検討会において改めて検討を行う予定である。

- 京都府においては、この第一次提言を受け、早急に市町村と協議・調整を行った上で、可能なものから平成 24 年度当初予算案に反映させることが望まれる。

2. 子育て支援医療助成制度の見直し

(1) 制度の概要

○ 子育て支援医療助成制度については、次代を担う子どもを健やかに産み育てる環境づくりの一環として、子育て家庭の医療に係る経済的な負担を軽減し、乳幼児の健康の保持・増進を図るため、平成5年10月に制度が創設された。

その後、第1表のとおり、制度拡充が4回行われ、平成19年9月に、入院に係る対象年齢が小学校卒業まで拡大されるとともに、通院に係る自己負担の引下げが行われ、全国的にも総合的に高い水準の制度となっている。

第1表 子育て支援医療助成制度の拡充経過

対象年齢	就 学 前							小学1～6年生
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	
平成5年10月～	入院	1医療機関 200円/月						
	通院	1医療機関 200円/月						
平成8年12月～			← 拡 充 →					
	入院	1医療機関 200円/月						
平成11年1月～				← 拡 充 →				
	入院	1医療機関 200円/月						
平成15年9月～				← 拡 充 →				
	入院	1医療機関 200円/月						
平成19年9月～ <現 行>				← 拡 充 →				← 拡 充 →
	入院	1医療機関 200円/月						
	通院	1医療機関 200円/月		3,000円/月				
			← 拡 充 (自己負担の軽減) →					

※金額は自己負担の上限

○ 現在の府の制度においては、入院については、小学校卒業までの自己負担の上限が1医療機関当たり月間200円となるよう、また、通院については、2歳までの自己負担の上限が1医療機関当たり月間200円、3歳から就学前までの自己負担の上限が月間3,000円となるよう、患者の自己負担に対する助成が行われている。急速な少子化が進む中で子育て家庭全体の経済的負担の軽減を図るため、所得制限は設けられていない。(参考資料1参照)

○ 府の制度の平成22年度の受給者数(受給者証を所持している者の数)は20.1万

人であり、前年度比 8.1%増、府補助額は 13.3 億円であり、前年度比 4.0%増となっている。(参考資料 2 参照)

- なお、子育て支援医療助成制度については、社会全体で子育てを支援するための施策を総合的・計画的に推進する京都府「未来っ子いきいき応援プラン」(平成 22 年 3 月改定)において、「妊娠・出産・子育て期における経済的支援の取組」として位置付けられている。(参考資料 3 参照)

(2) 全国や府内市町村の状況

ア 全国の状況

- 子育て支援医療助成制度の対象年齢について、所得制限を設けていない都道府県で比べると、京都府の制度は、通院では平均的な水準、入院ではトップクラスの水準となっている。
- 具体的には、所得制限を設けていない都道府県において、通院に係る対象年齢は、平成 23 年 3 月 1 日時点で、中学校卒業までが 1 団体、小学校卒業までが 1 団体、小学校 3 年生までが 1 団体、就学前までが京都府を含めた 9 団体、5 歳までが 1 団体、4 歳までが 1 団体、2 歳までが 1 団体となっている。(参考資料 4 参照)
- また、入院に係る対象年齢については、所得制限を設けていない都道府県において、平成 23 年 3 月 1 日時点で、中学校卒業までが 3 団体、小学校卒業までが京都府を含めた 2 団体、小学校 3 年生までが 2 団体、就学前までが 8 団体、5 歳までが 1 団体となっている。(参考資料 4 参照)

イ 府内市町村の状況

- 府内市町村における子育て支援医療助成制度の状況をみると、府の制度に独自に上乗せして制度を拡充している市町村が多く、通院に係る対象年齢は、平成 23 年 10 月 1 日時点で、高校卒業までが 2 団体、中学校卒業までが 8 団体、小学校卒業までが 6 団体、小学校 3 年生までが 2 団体、小学校 2 年生までが 1 団体、就学前までが 7 団体となっている。(参考資料 5 参照)
- また、入院に係る対象年齢については、平成 23 年 10 月 1 日時点で、高校卒業までが 2 団体、中学校卒業までが 11 団体、小学校卒業までが 13 団体となっている。(参考資料 6 参照)

(3) 子どもの医療費の状況

- 通院に係る負担がどの年齢層で高くなっているかを確認するため、通院に係る一人当たり医療費(入院外+歯科+調剤)をみると、第 2 表のとおり、
 - ・ 0～2 歳の各年齢では、年間 11 万円を超えているが(0 歳: 11.5 万円、1 歳: 14.4 万円、2 歳: 11.3 万円)、
 - ・ その後は徐々に低下し、7 歳(小学 1 年生程度)では 7.2 万円、9 歳(小学 3

年生程度)では6.5万円、12歳(小学6年生程度)では5.9万円となっている。
(参考資料7参照)

第2表 年齢階級別一人当たり年間医療費

出典:平成20年度医療給付実態調査特別集計

	1人当たり医療費(円)					
	診療費				調剤	入院外+ 歯科+ 調剤
	計	入院	入院外	歯科		
0歳	334,992	231,763	102,767	461	11,658	114,887
1歳	179,445	56,149	121,856	1,440	20,208	143,504
2歳	137,425	42,112	91,701	3,612	17,368	112,681
3歳	103,489	24,938	69,516	9,034	15,691	94,242
4歳	107,754	28,019	65,406	14,329	15,127	94,861
5歳	95,949	23,693	57,552	14,704	13,009	85,265
6歳	79,564	12,372	48,434	18,758	12,414	79,607
7歳 小1	74,108	12,373	41,433	20,302	10,388	72,123
8歳 小2	78,325	17,175	42,314	18,836	9,091	70,241
9歳 小3	69,817	13,653	40,791	15,372	8,585	64,749
10歳 小4	60,776	13,976	34,775	12,025	7,599	54,399
11歳 小5	65,572	18,702	36,659	10,211	9,083	55,952
12歳 小6	59,543	11,455	39,436	8,651	10,755	58,843

※「福祉医療制度の見直しに関する検討報告書」(平成23年3月)

- また、一人当たりの通院に係る自己負担については、第3表のとおり、3～9歳(小学3年生程度)の平均では月間3,183円、3～12歳(小学6年生程度)の平均では月間3,659円となっており、どちらも、府の制度における3歳から就学前までの通院に係る自己負担の上限(月間3,000円)とほぼ変わらない水準であった。

第3表 医科外来を受診した者の一人当たり月間医療費(入院外+調剤)

出典:平成20年度医療給付実態調査特別集計

	医療費(円)	
	医療費	自己負担
3～9歳平均	13,121	3,183
3～12歳平均	13,692	3,659

※「福祉医療制度の見直しに関する検討報告書」(平成23年3月)

(4) 制度拡充した場合の追加事業費

- 通院に係る対象年齢を小学3年生まで拡大した場合は、第4表のとおり、自己負担の上限の水準に応じて、府補助額で約2.2～13.5億円(事業費で約4.3～27.0億円)の追加が必要と推計される。

第4表 通院に係る対象年齢を小学3年生まで拡大した場合の追加事業費(推計)

(単位：千円)

自己負担の区分	追加事業費	うち府補助額
自己負担の上限を月額3,000円で、対象年齢を小学3年生卒業まで拡大した場合	430,660	215,330
自己負担の上限を1医療機関当たり月額200円に引き下げ、対象年齢を小学3年生まで拡大した場合	2,334,826	1,167,413
自己負担を0円として、対象年齢を小学3年生まで拡大した場合（入院も自己負担を0円とする必要があり、その追加事業費を含む。）	2,695,147	1,347,575
就学前までの自己負担の上限を1医療機関当たり月額200円に引き下げるとともに、自己負担の上限を月額3,000円で対象年齢を小学3年生まで拡大した場合	1,829,100	914,552

- また、通院に係る対象年齢を小学校卒業まで拡大した場合は、第5表のとおり、自己負担の上限の水準に応じて、府補助額で約4.3～21.4億円（事業費で約8.6～42.8億円）の追加が必要と推計される。

第5表 通院に係る対象年齢を小学校卒業まで拡大した場合の追加事業費（推計）

(単位：千円)

自己負担の区分	追加事業費	うち府補助額
自己負担の上限を月額3,000円で、対象年齢を小学校卒業まで拡大した場合	861,320	430,660
自己負担の上限を1医療機関当たり月額200円に引き下げ、対象年齢を小学校卒業まで拡大した場合	3,835,323	1,917,662
自己負担を0円として、対象年齢を小学校卒業まで拡大した場合（入院も自己負担を0円とする必要があり、その追加事業費を含む。）	4,280,216	2,140,107
就学前までの自己負担の上限を1医療機関当たり月額200円に引き下げるとともに、自己負担の上限を月額3,000円で対象年齢を小学校卒業まで拡大した場合	2,259,760	1,129,882

(5) 府民や府内市町村の意見

- 平成23年1～2月に行われた府民アンケートでは、子育て支援医療助成制度が対象とすべき範囲について、第6表のとおり「小学生低学年」という回答が62.0%、「小学生高学年」という回答が51.3%であった。

第6表 福祉医療制度に関する府民アンケート調査結果

◇乳幼児・児童に対する医療費助成の範囲（調査結果は複数回答の集計）

対象範囲	回答数	回答者に占める割合
就学前の子ども	1,095	84.0%
小学生低学年	808	62.0%
小学生高学年	669	51.3%

その他（注）	264	20.2%
--------	-----	-------

（注）その他：中学校卒業 66、高校卒業 25、その他 173

※「福祉医療制度の見直しに関する検討報告書」（平成 23 年 3 月）

- また、平成 20 年に行われた「京都市子育て支援に関する市民ニーズ調査」では、子育てのために行政に期待することについて、就学前児童の保護者でも、小学生の保護者でも、「こども医療費の軽減や小児医療体制の充実など医療サービスの充実」が最も多い回答（就学前児童の保護者：46.9%、小学生の保護者：44.5%）となっている。（参考資料 8 参照）

特に、小学生の保護者では、平成 16 年の調査と比べ、「こども医療費の軽減や小児医療体制の充実など医療サービスの充実」という回答が倍増（平成 16 年：22.4%、平成 20 年：44.5%）している。（参考資料 8 参照）

- 平成 22 年 9 月に行われた府内市町村への意見照会では、子育て支援医療助成制度に関して、20 団体から意見があり、各団体の意見をまとめると、主な意見としては、「通院に係る対象年齢を小学生まで拡大すべき」という意見が 9 団体からあった。また、4 団体から「通院に係る医療助成は現物給付化すべき」という意見がある一方で、2 団体から「自己負担の上限は据え置くべき」という意見があった。さらに、「現行どおり、所得制限は設けるべきではない」という意見が 4 団体からあった。

（6）関係者ヒアリングでの意見

- 本検討会において、子育て支援活動を行う NPO 法人の代表からヒアリングを行ったところ、他の NPO 法人等からも意見を聞いた結果として、次のような意見が表明された。（参考資料 9 参照）
 - ・ 通院に係る対象年齢を小学校卒業まで拡大するとともに、現物給付となるよう、自己負担の上限を引き下げるべき。
 - ・ 所得制限は設けるべきではない。
 - ・ 子どもが夜間に体調を崩した場合の対応などの周知を行うべき。

（7）見直しの方向性

ア 通院に係る対象年齢について

- 子育て支援医療助成制度の対象年齢について、府の制度では、入院は小学校卒業まで、通院は就学前までとなっており、所得制限を設けていない都道府県で比べると、入院はトップクラスの水準であるが、通院は平均的な水準となっている。
- 他方、府の制度に独自に上乗せして制度を拡充している市町村が多く、市町村によって対象年齢にばらつきが生じている。具体的には、通院について、市町村の独自制度により、小学 3 年生まで助成対象としている市町村は 18 団体あり、府内の小学 1～3 年生の 31.0%が既に助成対象となっており、また、小学 6 年生まで助成対象としている市町村は 16 団体あり、府内の小学 1～6 年生の 27.5%が

既に助成対象となっている。(参考資料 10 参照)

- 通院に係る一人当たり年間医療費は、9歳（小学3年生程度）では6.5万円、12歳（小学6年生程度）では5.9万円であり、その差は6千円にとどまる。
- また、府民アンケートでは、子育て支援医療助成制度について、6割が「小学生低学年」を助成対象とすべき、5割が「小学生高学年」を助成対象とすべきと回答しており、さらに、子育て支援に関する市民ニーズの調査結果をみると、子育て支援医療助成制度などの医療サービスの充実についてのニーズが最も高く、特に、小学生の保護者では、そのニーズが増加している。
- このような状況を踏まえ、関係者ヒアリングにおいては、「通院に係る対象年齢を小学校卒業まで拡大すべき」という意見があり、本検討会の委員からは、
 - ・ 入院と通院で対象年齢が異なっているが、これを統一するため、通院に係る対象年齢を小学校卒業まで拡大すべき。
 - ・ 急速な少子化が進む中で子育て支援策の充実が求められており、小学3年生と小学6年生で医療費等に大きな違いがないのであれば、小学生は一律に助成対象とすべく、対象年齢を小学校卒業まで拡大すべき。
 - ・ 対象年齢について、府制度への上乗せは各市町村が判断するものであるが、府内市町村のどこに住んでいてもできるだけ同じサービスを受けられるよう、府制度の拡充による底上げを行い、少なくとも小学校卒業まで平準化を図るべき。という意見があった。

イ 通院に係る自己負担について

- 子育て支援医療助成制度の通院に係る自己負担について、関係者ヒアリングにおいて、「通院に係る自己負担の上限について、現物給付となるよう引き下げるべき」という意見があり、本検討会の委員からも、
 - ・ 通院について、自己負担の上限を1医療機関当たり月間200円で、小学校卒業まで拡大すべき。
 - ・ 通院について、就学前までは現物給付となるよう自己負担の上限を引き下げるとともに、自己負担の上限を月間3,000円で対象年齢を小学校卒業まで拡大すべき。
 - ・ 子どもの受診実態からすると、年齢が低い層に手厚い助成が行われる制度が望ましく、自己負担は月間200円とすべき。
 - ・ 子どもが多い世帯に配慮するような制度設計を検討すべき。という意見があった。
- 他方、本検討会の委員からは、
 - ・ 通院に係る自己負担の上限を引き下げると、小児患者の受診が増加し、救急科や小児科等の医師の勤務状況がさらに厳しいものとなることが懸念される。

- ・ 自己負担を無料にするのは問題であり、一定の負担は必要である。
- ・ 通院について、現物給付となるよう自己負担の上限を引き下げると、多大な追加事業費が必要となり、財源の問題がある。

という意見もあった。

また、現物給付制度はコストに対して便益が分かりにくい側面があるので、月間 200 円の自己負担についても償還払いとすべきという意見もあった。

- 府の制度の 3 歳から就学前までの通院に係る自己負担の上限は月間 3,000 円となっているが、この考え方は、3 歳から就学前までの通院に係る自己負担の平均までは、それぞれの子育て家庭で負担してもらい、医療の必要が高く平均を超える自己負担が生じた場合には、当該子育て家庭を社会全体で支援するというものである。
3～12 歳(小学 6 年生程度)の通院に係る自己負担の平均は月間 3,659 円であり、3 歳から就学前までの通院に係る自己負担の上限とほぼ変わらない水準となっている。
- また、救急科や小児科等の医師は、1 週間の実勤務時間が救急科で 74.4 時間、小児科で 63.7 時間であり、非常に厳しい勤務状況となっているが、救急搬送される子どものうち、約 8 割は軽症となっている。(参考資料 11 参照)
- 通院について就学前までの自己負担の上限を 1 医療機関当たり月間 200 円に引き下げられる場合には、府補助額で約 7.0 億円(事業費で約 14.0 億円)の追加が必要と推計される。さらに、通院に係る対象年齢を小学校卒業まで拡大するとともに、通院に係る自己負担の上限を引き下げられる場合には、第 5 表のとおり、府補助額で約 11.3～21.4 億円(事業費で約 22.6～42.8 億円)の追加が必要と推計される。

ウ 見直しの方向性

- このような状況にあつて、京都府の合計特殊出生率(平成 21 年:1.20)は全国平均(平成 21 年:1.37)を下回り、急速に少子化が進んでいることを踏まえると、府内の子育て家庭の医療に係る経済的な負担を軽減し、府民ができるだけ安心して子どもを産み育てられるようにするため、府制度の通院に係る対象年齢を小学校卒業まで拡大し、府内市町村では、入院も通院も、少なくとも小学校卒業までは助成対象として統一することが望ましい。
- また、その際、通院に係る自己負担の上限については、追加で必要となる事業費規模、救急科や小児科等の医師の勤務状況等を勘案すると、現行の水準とすることが望ましく、京都府において、平成 24 年度中に制度拡充が実施できるよう、早急に市町村と協議・調整を行うことが望まれる。

3. 訪問看護療養費の取扱い

(1) 訪問看護に係る福祉医療制度の状況

- 訪問看護とは、病気や障害を持った者が住み慣れた地域や家庭で療養生活を送れるよう、看護師等が医師の指示に基づき自宅等を訪問して看護ケアを提供するサービスであり、在宅療養を支えるために重要なものとなっている。(参考資料 12 参照)
- 訪問看護ステーションからの訪問看護（訪問看護療養費）については、京都府では福祉医療制度の助成対象としていないが、既に 43 都道府県で福祉医療制度の助成対象としている。
- 府内の市町村においては、京丹後市及び与謝野町が独自に訪問看護療養費を福祉医療制度の助成対象としている。

(2) 訪問看護ステーションの状況

- 府内の訪問看護ステーションの利用者数については、平成 16 年に 1,165 人であったが、平成 21 年に 1,872 人（5 年間で 60.7%増）となっており、増加傾向にある。他方、府内の訪問看護ステーション数は、平成 16 年に 129 か所、平成 21 年に 133 か所であり、ほぼ横ばいの状況である。(参考資料 13 参照)

(3) 制度拡充した場合の追加事業費

- 訪問看護療養費を福祉医療制度の助成対象とした場合の事業費については、第 7 表のとおり、事業費で約 1.2 億円(府補助額で約 6,300 万円)の追加が必要と推計される。

第 7 表 訪問看護療養費を福祉医療制度の助成対象とした場合の追加事業費(推計)
(単位：千円)

福祉医療制度	追加事業費	うち府補助額
重度心身障害児(者)医療助成制度・ 重度心身障害老人健康管理事業	89,262	44,631
子育て支援医療助成制度	2,555	1,279
母子家庭医療助成制度	926	463
老人医療助成制度	30,446	16,173
合 計	123,188	62,546

※「福祉医療制度の見直しに関する検討報告書」(平成 23 年 3 月)

(4) 府内市町村の意見

- 平成 22 年 9 月に行われた府内市町村への意見照会では、訪問看護療養費に関して、17 団体から意見があり、各団体の意見をまとめると、主な意見としては、「訪問看護

護療養費を福祉医療制度の助成対象に含める方向で検討すべき」という意見が 15 団体からあった。

(5) 関係者ヒアリングでの意見

- 本検討会において、訪問看護利用者の保護者からヒアリングを行ったところ、
 - ・ 訪問看護は在宅療養を支える上で大きな役割を果たしているが、毎月の自己負担が大きく、訪問看護を受ける回数を制限したこともあるという実情が報告され、
 - ・ 訪問看護療養費を福祉医療制度の助成対象とすべきという意見が表明された。
(参考資料 14 参照)

(6) 見直しの方向性

- 京都府においては、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、「京都式地域包括ケアシステム」を推進しているところであり、訪問看護の充実にも取り組むこととされている。(参考資料 15 参照)
- このような中で、訪問看護療養費について、43 都道府県で福祉医療制度の助成対象とされているが、京都府においては、福祉医療制度の助成対象となっておらず、関係者ヒアリングにおいて、「訪問看護利用者の経済的な負担が大きく、訪問看護療養費を福祉医療制度の助成対象とすべき」という意見があった。
- また、本検討会の委員からは、
 - ・ ノーマライゼーションの流れの中で、障害者や高齢者の在宅療養が増えており、地域包括ケアシステムづくりが進められていることから、訪問看護療養費の助成対象への追加は最優先課題である。
 - ・ 全国で 43 都道府県が訪問看護療養費を助成対象としている状況では、京都府においても、早急に福祉医療制度の助成対象とすべき。
という意見があった。
- 在宅療養を行う府民の経済的な負担を軽減し、在宅療養を希望する府民が住み慣れた地域でできるだけ安心して暮らしていけるようにするため、訪問看護療養費を福祉医療制度の助成対象に追加することが望ましく、平成 24 年度中に制度拡充が実施できるよう、京都府において、早急に市町村と協議・調整を行うことが望まれる。

4. 制度拡充に当たっての留意事項

(1) 制度拡充の施行準備等

- 子育て支援医療助成制度の拡充及び訪問看護療養費の助成対象への追加に当たっては、市町村や京都府国保連合会のシステム改修とともに、子育て家庭等の対象者への周知、医療機関や訪問看護ステーションへの周知が必要であり、京都府と市町村が連携・協力して、十分な施行準備を行う必要がある。

- また、子育て支援医療助成制度の拡充に伴い、救急科や小児科等の医師の勤務状況がさらに厳しいものとなることのないよう、京都府と市町村が連携・協力して、保護者に対して、子どもが夜間に体調を崩した場合の対応などについて周知啓発を行うことが望まれる。併せて、保護者の利便性の向上を図る観点から、子育て支援医療助成制度の支給申請手続等について、さらなる工夫を検討することが望まれる。

- さらに、今後、子育て支援施策について、府と市町村が連携・協力して、子育て支援医療助成制度の拡充だけでなく、総合的に検討することが望まれる。

(2) 事業効果の把握

- 行政が実施する事業は府民の税金を用いるものであり、事業効果を検証する必要があるが、福祉医療制度については、事業効果が定量的に把握されていない。

- 今回、子育て支援医療助成制度の事業効果を検証するため、京都府内の子どもの外来受療率や死亡率と、子育て支援医療助成制度の拡充経過の関係性を確認したが、特段の関係性は見られなかった。(参考資料 16 参照)

- 子育て支援医療助成制度は、少子化が進む中で、社会全体で子育てを支援するという観点から、子育て家庭の医療に係る経済的な負担を軽減し、子どもの健康の保持・増進を図っているものと考えられるが、福祉医療制度については府民の多額の税金が投入されている事業であることから、京都府において、対象者等に対するアンケート調査など、福祉医療制度の事業効果を定量的に把握する方法を検討することが望まれる。

5. おわりに

- 福祉医療制度については、乳幼児、重度心身障害児（者）、母子家庭の母及び子、高齢者等が安心して医療を受けられるよう、京都府と市町村が連携・協力して、医療保険制度を補完し、患者の自己負担について助成を行っているものである。

- 府及び市町村の厳しい財政状況の下、福祉医療制度について、府民の健康を守るセーフティネットとして、将来にわたり安定的に持続させていくため、少子高齢化の進展、児童扶養手当の父子家庭への支給拡大、医療保険制度の改正等の社会・経済状況の変化に対応して、不断の見直しを行っていく必要がある。

- 本検討会においては、今年度、急速な少子化の進行、在宅医療の充実の必要性等にかんがみ、喫緊の課題である子育て支援医療助成制度の見直し及び訪問看護療養費の取扱いについて優先的に検討し、第一次提言を取りまとめたが、母子家庭医療助成制度の父子家庭への拡大や所得制限の見直しなどについても様々な意見があった。
第一次提言に盛り込まれていない、母子家庭医療助成制度、重度心身障害児（者）医療助成制度・重度心身障害老人健康管理事業及び老人医療助成制度の見直しについては、平成24年度において、関係者からヒアリングを行うなど、改めて検討を行う予定である。

- 京都府においては、まずは、この第一次提言を受け、早急に市町村と協議・調整を行った上で、可能なものから平成24年度当初予算案に反映させることが望まれ、平成24年度中に、子育て支援医療助成制度の拡充及び訪問看護療養費の助成対象への追加が実施されることを期待する。

(参考)

<開催経過>

■平成 23 年 9 月 30 日 第一回

- 福祉医療制度の現状と課題について
- 今後の進め方について

■平成 23 年 10 月 30 日 第二回

- 訪問看護療養費について
- 子育て支援医療助成制度について

■平成 23 年 12 月 5 日 第三回

- 「福祉医療制度の見直しに関する第一次提言（案）」について

<検討会委員>

(五十音順)

委員	役職	備考
伊多波 良雄	同志社大学経済学部 教授	副座長
加賀山 睦	井手町 民生担当理事	
澤田 淳	京あんしんこども館センター長 京都府立医科大学名誉教授	座長
末次 眞	京都市 保健福祉局生活福祉部長	
中村 悦雄	京丹後市 健康長寿福祉部長	
西村 英二	日本労働組合総連合会京都府連合会事務局長	
平野 純子	京都府老人クラブ連合会副会長	
藤田 克寿	京都府医師会理事	
藤本 明美	京都子育てネットワーク代表	
宮本 隆司	京都府社会福祉協議会常務理事	
向井仲 和美	京都経営者協会専務理事	
山内 康敬	京都新聞論説委員	
山口 寛士	京都府健康福祉部高齢社会対策監	